

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項及び第百四条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項下欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| 一 両につき次に掲げる金額   |
| 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、五百円） |
| 二 その他の自動車 七百元   |

第一条の表十一の項下欄第一号を次のように改める。

一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車

イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円

ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）

第一条の表十一の項下欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたもの）のみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」とい

う。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車

検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百

円

第一条の表十二の項下欄第一号を次のように改める。

一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車

イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円

ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）

第一条の表十二の項下欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある

自動車 千百円

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 継続検査の申請（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車についてのものであつて、道路運送車両法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて保安基準適合証の提出に代える場合に限る。）をする者に係る手数料の額については、平成三十一年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路運送車両法関係手数料令第一条の表十二の項下欄第一号口中「千二百円」とあるのは、「千円」とする。

## 理由

自動車の新規登録等に要する実費を勘案して、当該新規登録等の申請をする者に係る手数料の額を改定する必要があるからである。